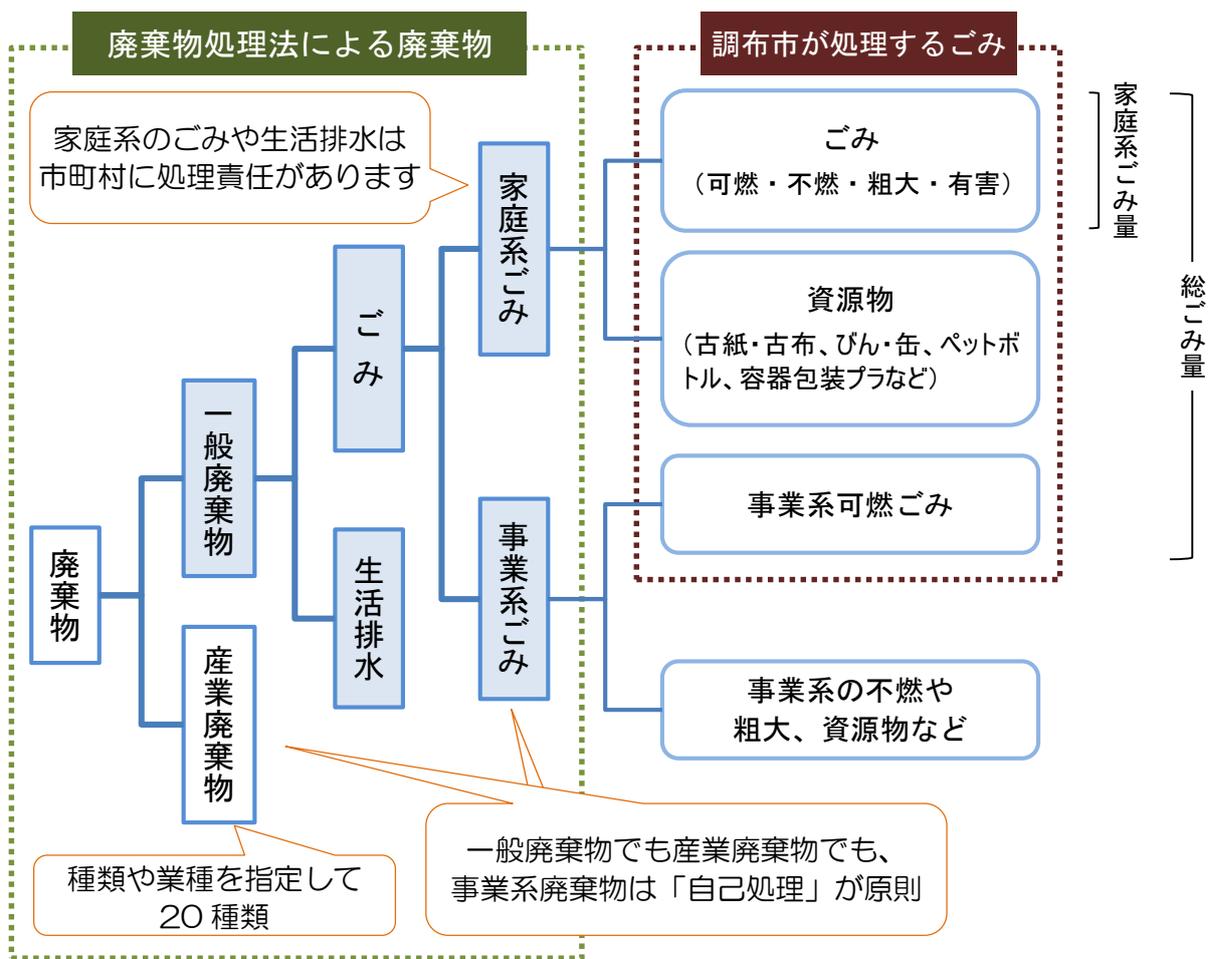


廃棄物に関連する基本事項について

1 ごみ（廃棄物）とは

ごみ（廃棄物）の定義・分類は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に規定されています。



ごみ・資源のゆくえ

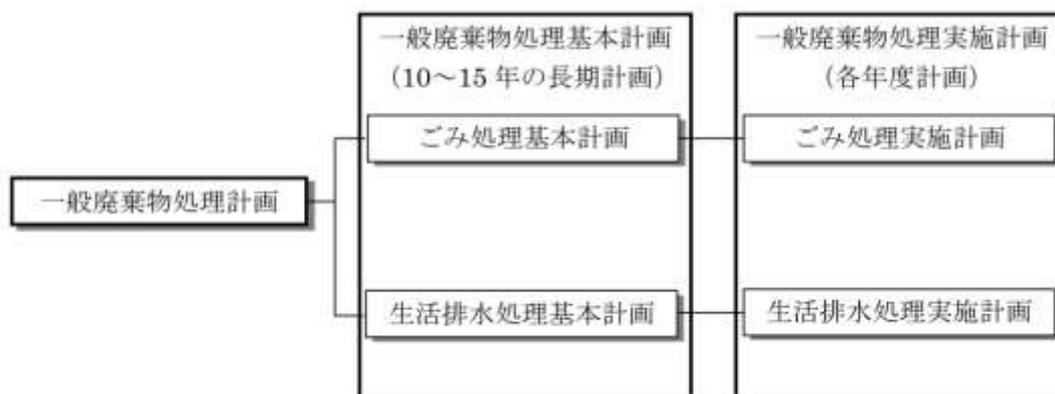


2 調布市一般廃棄物処理に係る計画について

(1) 一般廃棄物処理基本計画

- 一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。
- 廃棄物処理法第6条には、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とあります。環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」により、長期的な基本計画と毎年度の実施計画の両方を定めることとなっています。
- 現行計画は、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度までの10年間を計画期間としており、今年度が最終年度となります。中間目標年次である2018（平成30）年度には、計画実施状況の検証・評価や社会状況等の変化などを踏まえ、2019（平成31）年度以降の施策等について時点修正を加える改訂を行い、社会情勢を捉えた3Rの推進によるごみ減量・資源化を図る施策展開により、循環型社会の実現に取り組んでいます。

図1 一般廃棄物処理計画の構成



資料：ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省）

(2) 一般廃棄物処理実施計画について

- 廃棄物処理法第6条に基づき、一般廃棄物処理基本計画をもとに年度ごとに市が定めるものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にし、市はこれに基づき収集、運搬及び処分を行うこととしています。

3 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

○上記計画に基づき、市が実施する一般廃棄物の適正収集・処理及び減量等に関するあらゆる事項を審議するため、市民委員と学識経験者のほか、リサイクル推進団体や事業者等の15名で構成される「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会」を設置しています。審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について随時協議するとともに、市が適正な廃棄物行政を進めていくため、市長の諮問に応じ審議・検討し、市長に答申又は建議を行います。

※答申：市長から諮問した事項に対して意見を申し述べること

建議：直接の諮問内容にかかわらず、関係する意見を申し述べること

(これまでの答申等)

- 平成19年度「調布市ごみ管理基本計画の見直しについて（答申）」
- 平成24年度「次期一般廃棄物処理基本計画における施策の方向性について（答申）」
- 平成28年度「ごみ・資源物の分別区分等の見直しについて（建議）」
- 平成30年度「一般廃棄物処理基本計画の改訂について（建議）」
- 令和3年度「さらなるごみ減量・資源化の推進について（建議）」